

軍資金の決算状況並に亡失金聯合國側押收金の状況

一 概況

南方軍隷下の決算進行状況は終戦前より戦況との他の関係で各地域毎に異り相当遅延せる分もあり複雑なる状態にあつた。終戦後現地に於て出来得る限り決算を促進すると共に他方各軍師團の決算関係者を内地に先發せしめ決算の内滞を完了を計つたのである。南方軍残務整理部の設置と共に経理課決算係を設け南方より先發し来る軍師團決算関係者を受入れ決算せしめてゐる。決算要領は法規並に中突より文書及指示に基き各分任資金前渡官達（基へは師團令任官）

毎に隸下分任官の分を収まるとの最終決算を為
 せしめたるもの（南方軍決算整理要領別紙の如
 し）尚亡失金、聯合軍押收金等も右決算に
 併せて実施してある
 亡失金に關しては終戦前の分は關しては概ね
 整理報告されてある。未整理の分は關しては
 逐次報告整理されてある
 聯合軍受領金は臨時軍事費とは別途に整理提
 出す。聯合軍押收金は證明書を受領し整理
 してある

二 軍資金決算亡失金聯合軍押收金等の状況

1. 南部佛印地域

(1) 南方総軍 石塚分任資金前渡官 夏

第二師團 柳川分任官

第五十五師團 香川分任官

飛行第五師團 山口分任官

南部佛印地域右の如く到着し最終決算を完了

し中央に送付済 本地域は戦時中後方たりし

為決算は整備されてゐる

(四) 亡失金にして未報告の分は二、三件あつたが調

書を作成し送付済

(八) 聯合軍受領金は臨時軍事費とは別途に決算し

提出済 聯合軍揮収金は證明書を受領し整理

済

之マライ地域

(九) 第二十九軍 織畑分任資金前渡官更

第四十六師團 千田分任資金前渡官更

右分任資金前渡官更到着し最終決算を完了し

中央に送付済

本地域は終戦後主力はシンバン島へ移駐した

本地域は終戦後主力はシンバン島へ移駐した

本地域は終戦後主力はシンバン島へ移駐した

(四) 終戦後連絡不能の分は別に整理される
聯合軍押収金は證明書を受領し整理送付済
シマワ地域

(1) 第十六軍 安達分任資金前渡官更

分任資金前渡官更判着し最終決算を完了し甲
先に送付済

終戦後本地域は東部シマワに連絡途絶せる部
隊を生じた。此の分は迄の到着により別に整
理される筈。尚シマワ地域は未だ資金を借用
してゐる為雨後の分は今後に於て整理を要す
る

(三) 立失金は連絡途絶の分を除き処理されてゐる
聯合軍受領金は臨時軍軍費とは別に決算し送
付済

聯合軍押収金は證明書を受領し整理済

0103

航空軍関係

(1) 第三航空軍 八代分任資金前渡官更

飛行第五十五師團 小川分任資金前渡官更

(正飛行第九師團のみ未到着)

航空軍関係は飛行第九師團を除き最終決算終了し甲央に送付済

(2) 亡失金は終戦後の分散件が未処理である。本

件は該隊の到着により処理される筈

(3) 聯合軍揮収金は證明書を受領し處理済

5. 又マトラ地域

先発者が昨年未達の決算関係書を持参甲央に

送付済

主任者未到着の爲決算は未結である。

本地域は現在臨時軍事實及聯合軍受領金を使

用してある。

6. シヤム ビルマ シンガポール(岡)地域

右地域は主任者未到着にして決算は整理され

ておな

軍師團主任者の未着により処理される筈であ

る

ビルマ地域は従前の戦況其の他の関係により

決算は相当複雑困難なるものがあると思

れる。亡失金も件数も他の地域に比して多

様である。

シヤム シンガポール地域は他地域と概ね同

様の状況で整理されておると予想する

三 結ぶ

南方地域決算は戦前の状況反歸還に際する書

類の持帰り制限等の為完全なる整理は伴ふ困

難がある。殊に終戦後の整理の爲の移算書は相当多く之が相互連絡には種々苦心しとある。(例へば各港灣には各隊の軍送連絡等を送付する等)

亡失金は概ね整理されておるが中には戦況急迫せざる事態に基くもの若くは責任者死没の原因にて整理困難なるものが散件ある。

聯合軍揮收金受領金等は予め整理方法を指導した爲整理は相当出来ておる。

2. 南方軍職員本部に於ては中央の指導に基き、銳意的確簡潔なる軍資金諸整理を遂行し有終の美を爲す如く指導努力しておる。

終り

南方軍決算業務處理要領

第一 方針

一、南方軍隸指揮下部隊の決算證明は各軍（師團）分任資金前渡官更に於て所屬分任官の命を併算証明するを本則とする

二、在南方軍に於ける資金系統の移動又は歸還順序の不同其の他の理由の爲前號に依り處理し難い場合は兵團並に部隊出納官更は一切の未證明額に付分任資金前渡官更の資格に於て最終決算を實施する

第二 要領

三、臨時軍事費並に軍資金歳入の決算證明要領は戦時計算證明規程同特例其の他關係規定に依るの外は本處理要領に依る

四、決算證明未済の証憑書は一切會計検査院の檢

0107

査判決を受けたりれば責任を解除せられな
之が爲復員部隊の決算書類は其の系統に随つ
て南方軍復員本部を経由し主任資金前渡官更
に提出する

五、分任資金前渡官更は交付系統に伴ふ所屬分任
官の最終決算を取纏の最終受拂計算書を調製
する但し支拂額集計表は数ヶ月分を取纏の調
製することが出来此の場合分任官の月別
増減事由を余白に附記説明する
六、部隊分任官は分任資金前渡官更の指示に依り
速に最終決算を完了する

第三 移算受授に就て

七、分任資金前渡官更が左記の状況に因り最終決
算に於て所屬分任官の分を併算證明するものが
困難な場合は其の未證明額中當該分任官に對

する交付額は移算拂の手續に依り整理をし
た上最終決算を実施する

(1) 分任資金前渡官更と分任官が揚陸地が異なる
為併算困難な場合

(2) 分任官の歸還期日不明な場合

(3) 分任官が分任資金前渡官更の歸還前に既に
単独証明をした場合

(4) 終戦と共に通信交通が杜絶した為資金交付
系統に異動を生じた分任官に対する交付額

八前號該當分任官は所屬部隊長より分任資金
前渡官更の任命通報を提出させ前号分任資金

金前渡官更の移算拂額を受入整理最終決算
を実施する

九左記の場合に於ても前各號の移算授(受)の手
續に依り處理する

(イ) 部隊分任官の決算書未着の月分は該當金額を移算整理する

(ロ) 分任官前渡官吏の戦行動中乗組艦船の波没其他空襲等に基因に帳簿証憑書と亡失(焼失)し且戦況上資金受領部隊との連絡不能の爲部隊別前渡資金交付額を明確に爲し得ない場合は一應受領部隊の戦闘地区軍經理部分任資金前渡官吏に交付額を一括移算拂の上関係部隊出納官吏氏名及前渡資金交付期間等を記入した調書を作製し移算受授証に添付提出する

十 前各號の移算授受で移算授受書並移算報告書に双方記名捺印が未了の場合授(受)分任資金前渡官吏の一方的捺印に依つて整理し移算報告書を送付する

0110

但し此の場合には所属經理部長(正)を
得なければ所属長が奥書認印の上報告し
相手方出納官の資格代名並に方面別等
を成る可く詳細に附記(移算報告書裏面
又は別紙)する

十二 第四 振替送金受入其他に就て

十一 分任資金前渡官吏で現地野戦郵局より受領した振替送金中前渡資金に受入未済のものがあるときは主任資金前渡官吏よりの交付として速に受入整理し前渡資金受領証並振替送金通知書を提出する
部隊分任官で決算處理上分任資金前渡官吏として處理する場合は旧所属分任資金前渡官吏(分任官)に對し前渡資金受領証書並振替送金通知書未提出の場合には前項と同じである
十二 前渡資金不足のため現地海軍部隊より資金の

交付を受けた場合の整理は一般の前渡資金受領証並受領報告を提出する

十三

野戦酒保品を軍需品より繰替補充した代金の整理は歳入に納付するものであるが既に當該費目に定額戻入のため酒保金より前渡資金に受

入した場合其儘整理することが出る

但此の場合前渡資金受領証未提出のもの前

渡資金受領証並繰替補充調書を提出させ主任

十四

戦地に於て船舶輸送區間変更のため備船主に

對し一時資金を立替支給した場合は船舶司

令部に對する移算拂として整理する

但シ船主の受領書又は寫を添付する

第四

十五 余任官が戦時に際し戦地又は戦地往返中其保

管する現金を亡失したときは念任官は直ちに

所屬長に報告(外事規第六五條)し所屬長は之を
調査し其状況を當該所屬長官(師團長又は軍司
令官)に報告すると共に所管經理部長に通報す
る(報告要領別紙の通り)
所管長官は右の報告を受けた場合は辨償責任
の有無に關して意見を付し陸軍大臣に提出す
る(但し左記の事由に因り亡失(燒却毀却又は埋没
を含む)したものに付ては最高司令官ニ於て無
過失の認定をなすことか出来る(陸会事規戰特
第四〇號)依て所管長官の辨償責任の有無の意
見を付する要がある

左記

敵の砲撃爆撃又は雷撃に依り金柜破砕燒失又
は流失し當該金柜に收藏した現金を亡失した
とき

(10) 敵の砲撃爆撃又は雷撃に因る船舶の沈没に
 因し當該船舶に積載中の金櫃流失し又は海没
 し當該金櫃に收藏した現金を亡失したとき
 (11) 敵の砲撃爆撃又は雷撃に因る火災のため金櫃
 焼滅し當該金櫃に收藏した現金を亡失したとき

(12) 軍司令官独立師團長又は独立部隊長以上の部
 隊長の命を受けるとなく出納官更が其の保
 管する現金を焼却毀却又は埋没した場合は於
 て處分した際の戦況が真に切迫し緊急に於
 得ないこと認定したとき但し確實な立會の上處
 分したことが明かな場合に限り
 十六、軍司令官又は独立師團長に於て戦況上分任官
 に保管現金の焼却毀却海没又は埋没等の處分
 を命じたものには付て左記の事實を復員支出
 官(復員経理部長)に報告する

(陸) 会規 戦特第四口條ノ(三)此の場合付所管長官
の意見ヲ付す必要ガナイ

左記

(イ) 當該分任官の官氏名及所屬部隊號

(ロ) 當該分任官所屬分任資金前渡官吏の官氏名

(ハ) 複分任官に在りては直上の所屬分任官の官氏名共

(ニ) 處分立會者の官氏名

(ホ) 處分せしめた日時及場所

(ヘ) 處分せしめた証明書の種類及証明金額

(七) 帳簿(整理簿)の整理は無過失認定があつたとき

初めて亡夫金の口座を設計現金口座より拂出

整理する依つて無過失認定ある迄は何時迄も

整理簿の現金口座の残と實際現金とは一致し

存いのを本則とするが復員部隊の最終決算を
速に完了せしめる為左の如く整理する
ハ) 亡失金で免責の判決(認定)未了なる額は最終決
算に於ては亡失金の科目を以て拂出証書を作
成し拂出の整理を行ふ
四) 亡失金報告書提出未了なるものは拂出証書と共
に報告書三通を添付提出する
ハ) 亡失金で其の事由が盗難火災等に基因したも
のに對しては出納官更は善良なる管理者たる
の注意を怠らなかつた事實を証明する為
計検査院長に對する免責判決要求書を作成し
前號亡失金報告書に添付提出する
但亡失金報告書で既に大臣宛提出済のもの
判決要求書のみに添付する
又出納官吏自身携帶逃亡したものに對しては
判決要求書の提出を必要とし奉い

0116

二亡失金報告書及判決要求書は各分任資金前渡
官吏が代理調製することが出る

代理調製困難なものは部隊出納官吏を招致の
上調製する

六受拂計算書の備考には其の亡失した金額を事
由を明記し事の複雑なものには別に証明書を添
付説明する可とする

七亡失した現金を回収した場合の整理は陸軍大
臣に報告し報告前ならば其の儘現金を受入保
管し其の差額を亡失金として整理し陸軍大臣
に報告後ならば報告済の亡失金額を修正し受
拂計算書にも備考を付す

第五 引出不能日本銀行預託金に就て
二十戦況上出納官吏が預託金を引出整理未了なる
儘轉進した場合は戦況上銀行自ら閉鎖した

場合或は終戦に伴い聯合軍側の資金凍結命令に因る等の事由に基き預託金を引出し得ず残額を有する出納官吏は主任資金前渡官吏又は主任資金前渡官吏に對して引出不能預託金返納証書(銀行の發行した残高証明書を添付すること)を提出し之に依り整理簿より拂出の上受拂計算書領收額本月返納額欄に區分掲上証明する尚備考欄に預入銀行名及出納官吏氏名等を記入する

第六 精算未了前金拂概算額に就て

前金拂概算契約に基き精算額に就て付し精算上回収整理を要するものに對しては該回収金額の支入納付可能なるか不可能なるかを精算証書に明記する必要がある

第七 歳入金に就て

歳入金決算証明未了なるものは証明規定に基

大分は収入官吏が取纏め提出する
 但し算困難なものには前渡資金決算に準じ單獨
 決算の手續とする
 第三般還部隊の携帶した共有金残額其の他の歳入
 金付連に歳入納付の手續とする
 第四共有金陸兵金残高中郵便預金通帳を携行した
 ものは上陸地復員監部附分任収入官吏に引継
 き歳入納付の整理をする
 第八 經理関係書類を聯合軍に没収さ小
 又付持ち歸り許可が存い爲証憑書
 を提出し得ない場合に就て
 第五歸還部隊で聯合軍側より經理関係書類証憑書を
 没収され又は持ち還り許可が存い爲携行し得
 ない場合等の處理は左記に依る證三、二、五、東五
 出第一二号

0119

(1) 分任官の資金受入確認額を基礎とし支拂保証書を以て決算する

(2) 分任官の資金受入額不確認の場合付没収金のみの決算書を調製して置き將來所管系統の分

任資金前渡官吏の歸還を待つて決算する

(3) 没収された経理関係書類の名稱部数没収日時及場所並當時の状況等の調書を作成し提出する

第九

帳簿証憑書類等棄却及之失毀損した場合の決算証明に就て

五 帳簿証憑書類

を得ない事由に依り棄却及失毀損し正規の証

明を爲し難い場合付其の事由を記載した証明

書に所属部隊長若け代理者の保証を受け決算

証明する但し之が報告は別に必要としない

戦時陸軍計算証明規程第三條第二項

手
復員第十部隊の書類の引継に就て
検査された旨を帳簿末尾に記載し戦用品保
管者の出納証明を記入したるものか兵團毎
ぐに取纏め目録を附し南方軍復員本部に引継

0121

別紙 第一

亡失金報告要領

一 被害の日時及場所

二 被害の原因たる事實の状況

三 被害の金額

四 被害事實發見の動機

五 平素の現金管守の方法

六 被害に對する處置

七 責任者に對する處置但し處分済の場合

八 其の要旨

其の他必要事項

以上努めて具体的に且つ明瞭に記す

別紙第二

証明書

昭和 年 月 日 ○ ○ 部隊長

官氏名 白印

昭和 年 月 日空襲により出納官吏保管
の証憑書類は手段を盡した亦速に焼失した為戦
時陸軍計算証明規程第六條に依り左記の通り証
明する

0123

左記

一 出納官吏官氏名

東部軍管區各理部分任資金
前渡官吏所屬

〇〇部隊分任官陸軍主計中尉

甲野一郎

二 燒失証憑書金額

一 金八萬參千六百拾仟拾五錢

三期間

自昭和三十年五月一日

至昭和三十年五月二十五日

四 燒失年月日

昭和三十年五月二十五日

0124